



## 南都銀行と『「遺贈による寄附制度」に関する協定』を締結

令和3年8月24日、生駒市は株式会社南都銀行と『「遺贈による寄附制度」に関する協定』を締結しました。「遺贈による寄附制度」は、南都銀行が遺言書の作成を支援する「遺言信託」を活用し、遺言によって財産の寄附先を生駒市に指定するものです。寄附金額の上限はありません。遺贈寄附希望者は、遺贈だけでなく相続についても細やかな助言をうけられます。

また、本協定の締結により本年1月19日にスタートした遺言書の作成によらず相続財産の一部を寄附することができる「遺言代用信託」とともに本市への遺贈方法の選択肢が広がります。

なお、同行は同日付で奈良県内8市町村と同様の協定を締結されます。

### ■ 本協定のスキーム

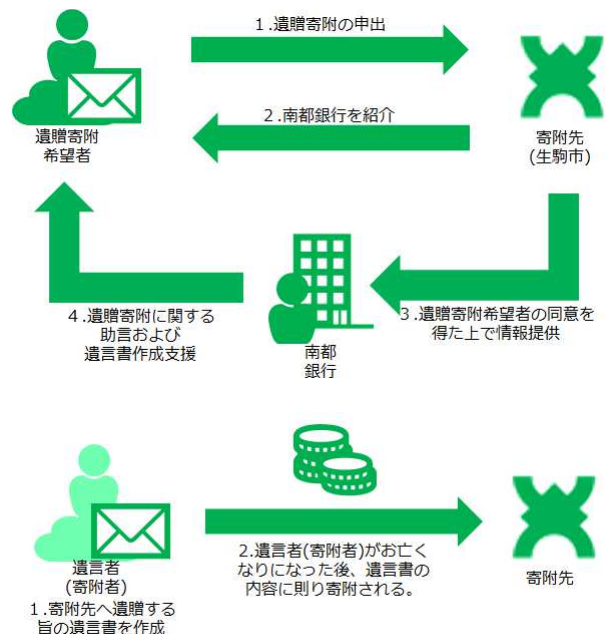
生駒市に「生駒市への遺贈による寄附」の申出や相談があった場合、連携先として南都銀行を紹介します。

南都銀行は、遺贈・相続に関する専門的な助言や遺贈寄附を含む遺言書の作成についての支援を行います。遺言書の内容により、発生する費用総額は異なります。

### ■ 遺言信託と遺言代用信託との違い

金銭を信託銀行等に信託することで遺言書を作成することなく遺贈寄附が可能となる「遺言代用信託」に対し、「遺言信託」は遺言書を作成し生駒市への財産の寄附を実現するものです。

南都銀行の遺言代用信託は100万円以上300万円以下という制限がありますが、遺言信託には寄附金額の上限はありません。



この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市行政経営課（課長 武元、課長補佐 後藤） ☎0743-74-1111(内線 311)